

○日南市美しいまちづくり景観基本条例

平成21年3月30日

条例第220号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 景観形成

第1節 景観形成基本方針（第8条）

第2節 景観計画（第9条―第17条）

第3節 景観重要建造物等（第18条―第20条）

第4節 大規模建築物等（第21条・第22条）

第3章 景観協定（第23条―第26条）

第4章 景観づくり協力団体（第27条・第28条）

第5章 表彰・助成（第29条・第30条）

第6章 景観協議会（第31条・第32条）

第7章 雑則（第33条）

附則

私たちのまち日南は、海、川、山の変化に富んだ恵まれた自然環境を背景に古くからの歴史文化に
培われ、明るく開放的で、南国情緒豊かなまちを形づくっている。

この日南の魅力あるまちの景観（風景）を守り、育て、更に新しい活力ある日南らしさを創り出し、
住まい、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、暮らしやすく、快適なものにしたいと願ってやまな
い。

ここに、私たち市民は、ともに力を合わせて日南の魅力あるまちの景観を守り、育て、創ることに
より、この愛する郷土を、市民一人ひとりにとって親しみと愛着と誇りあるものとすることを決意し、
次の世代へ引き継ぐため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく事項その
他の事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が連携、協働し、日南の魅力ある景観の保護、
育成及び創出に努め、もって美しいまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。

- （1）景観形成 まちの景観を守り、育て、創ることをいう。
- （2）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （3）広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- （4）工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち前2号に掲げるもの以
外のもので規則に定めるものをいう。
- （5）事業者等 前3号に掲げるものの新築、新設、表示、増改築その他これらに類する行為を行
う者及び土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に係る設計を行う者をいう。
- （6）建築物等 建築物及び工作物をいう。

(7) 公共施設 道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他景観法施行令（平成16年政令第398号）第1条で定める公共の用に供する施設をいう。

（基本理念）

第3条 景観づくりは、魅力ある景観を次の世代に引き継ぐために、愛する郷土を親しみと愛着と誇りのあるものとし、美しいまちづくりを推進するものでなくてはならない。

2 景観づくりは、魅力ある景観を守り、育て、創ることにより、快適な暮らしや活力あるまちづくりを推進するものでなくてはならない。

3 景観づくりは、市、市民及び事業者等が、それぞれの担う役割を認識し、互いに連携、協働して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、良好な景観形成を図るため、総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備を行う場合は、景観形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者等の景観形成に関する意識を高めるとともに、良好な景観形成に関する情報の提供その他支援に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、積極的に良好な景観形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、自らが行う事業活動が景観形成に影響を与えるものであることを認識し、良好な景観形成に努めなければならない。

2 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する良好な景観形成の施策に協力しなければならない。

（国等への要請）

第7条 市長は、良好な景観形成を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、国、県その他公共団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観形成

第1節 景観形成基本方針

（景観形成基本方針）

第8条 市長は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となるべき指針（以下「景観形成基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、景観形成基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、第31条に定める日南市景観協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観形成基本方針を変更する場合について準用する。

第2節 景観計画

（景観計画の策定）

第9条 市長は、景観形成基本方針に基づき、特に重点的に良好な景観を保全し、又は創出する必要があると認める区域について、景観計画を策定することができる。

2 景観計画は、法第8条第1項各号に該当する区域について、景観形成を総合的かつ計画的に推進

するための計画をいう。

- 3 市長は、景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該区域の住民その他の利害関係者の意見を聴き、また、当該区域の景観計画に関係がある道路、公園その他の公共施設の管理者と協議を行うとともに、日南市景観協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、景観計画を策定しようとするときは、都市計画区域に係る部分については、あらかじめ、日南市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 景観計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 景観計画の区域
 - (2) 景観計画区域における良好な景観に関する方針
 - (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - (4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木等がある場合に限る。）
- 6 市長は、景観計画を策定したときは、その旨を告示するものとする。
- 7 第3項から前項までの規定は、景観計画を変更する場合について準用する。
（住民等による提案）

第10条 法第11条の規定により、住民又は第27条に定める景観づくり協力団体は、市長に対して景観計画の策定又は変更を提案することができる。

（景観形成基準）

第11条 市長は、第9条第5項第3号に規定する行為の制限に関する事項について、次に掲げる事項のうち必要なものの景観形成基準を定めるものとする。

- (1) 建築物の規模、高さ及び敷地内における位置、色彩及び形態
- (2) 工作物の規模、高さ、位置、色彩及び形態
- (3) 土地の形質
- (4) 木竹の態様
- (5) その他市長が必要と認める事項

（景観計画区域内における行為の届出）

第12条 景観計画区域内において第9条第5項第3号に該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容をあらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為には適用しない。ただし、第3号又は第4号に掲げる行為をしようとする者は、前項の例によりその内容を市長に通知しなければならない。
 - (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則に定めるもの
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為
 - (4) 国又は地方公共団体が行う行為（前3号に掲げる行為を除く。）

（景観形成基準の遵守）

第13条 景観計画区域内において第11条各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該地区に係る景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

（助言、指導及び勧告）

第14条 市長は、第12条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告することができる。

2 市長は、第12条第1項による届出をしない者に対して届出をするよう指導、勧告その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前2項の規定により助言、指導又は勧告する場合において、必要と認めるときは、日南市景観協議会の意見を聴くことができる。

(変更命令)

第15条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、景観計画に定められた建築物等の色彩及び形態について、景観形成基準に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により変更命令を行う場合において、あらかじめ日南市景観協議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(景観地区の指定)

第17条 市長は、都市計画区域内において、特に重点的に景観形成を図る必要があると認めるときは、法第61条の規定により、景観地区を定めることができる。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物又は景観重要樹木等の指定)

第18条 市長は、景観計画に定められた指定の方針により、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節について同じ。）、樹木若しくは樹林を景観重要建造物又は景観重要保存樹若しくは景観重要保存樹林（以下「景観重要建造物等」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、日南市景観協議会の意見を聴くとともに、その所有者（権限に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該景観重要建造物等に指定した旨を所有者等に通知するものとする。

(所有者等の届出)

第19条 前条第1項の規定による指定を受けた景観重要建造物等の所有者等は、当該景観重要建造物等の現状を変更し、又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、通常管理行為若しくは軽易な行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為で、景観形成に支障を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。

(指定の解除)

第20条 市長は、第18条の規定により指定を受けた景観重要建造物等が滅失により価値を失ったこと、その他の理由により指定の必要がなくなつたと認めるときは、これを解除するものとする。

第4節 大規模建築物等

(大規模建築物等の新築等の届出)

第21条 景観計画区域の区域外において、大規模な建築物等で、景観形成に大きな影響を及ぼすおそれのあるものとして、規則で定めるものの新築、改築及び外観の過半にわたる色彩の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

(助言、指導及び勧告)

第22条 市長は、前条の届出があった場合において、当該届出に係る行為が規則に定める基準又は景観形成基本方針に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対して必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告することができる。

2 市長は、前条の届出をしない者に対して、届出をするよう指導、勧告その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 景観協定

(景観協定の締結)

第23条 景観計画区域の区域内の市民及び事業者等並びに当該区域内に存する土地、建築物その他の工作物の所有者等は、当該区域における景観形成について、市民による景観協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。

2 前項の景観協定については、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 景観協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (4) 景観協定の対象となる区域（協定の目的となっている区域をいう。）
- (5) 景観形成に必要な建築物、工作物、広告物、木竹等に関する基準
- (6) 前各号に掲げるもののほか、景観協定を締結する者が必要と認める事項

3 景観協定は、前項各号に掲げる事項を記載した景観協定書によって締結するものとし、当該景観協定に係る代表者は、景観協定に係る認定の申請を規則で定めるところにより市長に提出して、その認定を求めることができる。

(景観協定の認定)

第24条 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該協定の内容が景観形成に寄与するものであると認めるときは、これを認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を公告し、かつ、縦覧に供さなければならない。

(景観協定の変更等の届出)

第25条 前条の規定により認定を受けた景観協定に係る代表者は、その内容を変更し、又は廃止したときは、その旨を規則で定めるところにより市長に届け出るものとする。

(景観協定の認定の取消し)

第26条 市長は、景観協定の内容が景観計画の趣旨に適合しなくなったと認められるときは、その認定を取り消すものとする。

第4章 景観づくり協力団体

(景観づくり協力団体の認定)

第27条 市長は、良好な景観形成を推進することを目的として組織された団体で、規則で定めるものを景観づくり協力団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、その代表者が、規則で定めるところにより、市長に対しその認定を申請しなければならない。

(景観づくり協力団体の認定の取消し)

第28条 市長は、前条第1項の規定により認定した景観づくり協力団体が規則で定める要件を満たさなくなったと認めるとき、又は景観づくり協力団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第5章 表彰・助成

(表彰)

第29条 市長は、景観形成に著しく寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件の所有者等を表彰することができる。

2 市長は、景観形成に寄与する活動をした者又は著しく貢献した者を表彰することができる。

(助成)

第30条 市長は、景観形成に特に貢献すると認められる建築物、工作物、広告物等の新築、増築、改築に係る費用の一部を所有者等に助成することができる。

第6章 景観協議会

(設置)

第31条 本市の美しいまちづくりの推進を図るため、日南市景観協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、この条例の規定により定められた事項及び景観形成に関する重要事項を協議する。

3 協議会は、景観形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 市長は、協議会の意見を尊重しなければならない。

(組織)

第32条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 民間団体の役員及び職員

(3) 市民団体の代表者

(4) 行政団体の職員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会で特別の事項を協議するため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 協議会で専門の事項を協議するため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

6 特別委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

7 特別委員は、当該特別の事項に関する協議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する協議が終了したときは、解任されるものとする。

8 協議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の日南市美しいまちづくり景観基本条例（平成18年日南市条例第38号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。